

「市長が情状酌量要望」 毎日新聞

と報道された元市議告発関連文書が公開

大野つう元議員の政務活動費不正受給事件に対して出された告発に対し、検察は「起訴猶予」を理由として「不起訴処分」としていました。対し、告発者は岐阜検察審査会へ「不起訴不当」として審査申立を行いました。審査会は5月29日に申立を認め「検察官に再考と再捜査」を求めて「本件不起訴処分は不当である」と議決されました。

検察審査会議決文中の記載「**岐阜市長から適正対処をのぞむ書面があることを理由に不起訴処分にしたことは納得できない**」の細江市長（当時）發文（平成29年6月8日）が1年後（平成30年6月8日）に公開されました。（公開文は上部の（案）に手書きで消去線あり）

平成29年6月 8 日

岐阜中警察署

署長 森 泉 様

岐阜市長 細 江 茂 光

大野 通元市議に係る告発の件について

大野 通元岐阜市議会議員が政務活動費（政務調査費）に係る問題で告発された件について、本市の被害の認識及び処罰意思に関し、次のとおり申し上げます。

警察より、大野氏が平成23年5月から平成27年4月までの政務活動費（政務調査費）の収支報告において、合計28件151,131円を架空計上し、81,868円の返還を不正に免れていたとの情報提供を受け、確認したところ、本来返還を受けるべき被害分として、129,261円があるという事実を認識し、大野氏本人もこれを認めたとの報告が岐阜市議会議長からありました。

また、あわせて、大野氏本人の申し出により、平成29年6月1日に収支報告書を修正し、全額を市に返還されたとの報告を受けておりますので、然るべき対応をされたものと思っております。

以上を踏まえ、大野氏本人に対する処罰に関しましては、法令に照らして適正に対処されますことを望みます。

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

政活費不正第一報は2016年（平成28年）11月1日

「廃業GSの領収書で受給」2日には193万円返還報道

市議会事務局は平成28年11月2日に記者発表しています。内容は大野つう元市議の平成28年11月1日の返還金合計1,931,662円（平成23年5月～27年4月分）平成28年11月2日の返還額4,860円（平成25年度分）返還金合計1,936,522円の発表でした。11月には、大野つう元市議以外の議員の返還報道もありました。平成28年12月16日に、岐阜地方検察庁へ「有印私文書偽造同行使、虚偽有印公文書作成同行使、詐欺罪」刑事告発が岐阜市民からされました。同告発者から平成29年3月28日には、同趣旨の告発が岐阜中警察署長にもされました。

平成29年10月11日に岐阜地方検察庁から告発者へ処分通知書が届きます。処分区分は「不起訴」。10月13日付の不起訴処分理由告知書の（不起訴の理由）は「起訴猶予」でした。不起訴発表後の12日、議会事務局は3回目の返還がされていた過去（平成29年6月1日）の事実を記者発表。3回目の返還金額は **129,261円**。
（3回分返還金合計額 2,065,783円）

この事実は告発者も議員も、この日まで報道機関も知らされていないため、告発状へ追加告発は出来ていません。しかし、4ヶ月以上前の**細江市長（当時）の岐阜中警察署長あて発文「大野通元市議に係る告発の件について」**には**129,261円**が明記されています。同年10月27日、無所属・共産2会派は須田議長に「大野つう元議員の政活費3回目返還報告の遅延経過を明らかにせよ」と申入をしています。平成29年10月20日、岐阜検察審査会へ「不起訴不当」申立。7ヶ月後の本年30年5月29日に検察審査会は「本件不起訴処分は不当」議決。議決文で、はじめて上記「**細江文書**」が明らかに。告発者、議員、報道関係者もはじめて「**細江文書**」の存在を知る事に。

この間、全会派は議会改革に取り組み、7月からインターネット公開も始まるが、「**市長が情状酌量要望**」と報道される「**細江文書**」は岐阜市民・議員には報告もないまま。



松原のりかず
☎058-253-2500